

平成27年度

教育委員会定例会（9月）議事録

{

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 平成27年9月30日 午前10時00分四條畷市役所別館2階201会議室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

委 員	長	山 本 博 資
職 務 代 理 員	大 村 民 子	
委 員 員	三 牧 てる子	
教 育 長	田 伏 義 孝	
	藤 岡 巧 一	

3 事務局出席者

教 育 部 長	坂 田 慶 一	地 域 教 育 課 長	杉 本 一 也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西 口 文 敏	学 校 給 食 セン ター 所 長 兼 主 任	林 雅 弘
教 育 総 務 課 長	阪 本 律 子	図 書 館 長	永 野 国 広
学 校 教 育 課 長	芝 田 孝 人	教 育 部 上 席 主 幹 兼 公 民 館 長 兼 主 任	安 部 一 朗
教 育 部 上 席 主 幹	上 井 大 介	教 育 環 境 整 備 室 上 席 主 幹 兼 主 任	谷 口 隆 史
教 育 部 上 席 主 幹	河 上 弘 子		

4 議事録作成者

教育総務課主任 櫻 井 康 弘

5 付議案件

議案第18号	四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第19号	四條畷市いじめ問題対策委員会規則案について
報告第19号	四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果について
報告第20号	四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意について
報告第21号	平成26年度 四條畷市教育委員会 点検・評価について

山本委員長	<p>只今から9月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、田伏委員にお願いします。</p>
田伏委員	<p>はい、わかりました。</p>
山本委員長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第18号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします</p>
芝田学校教育課長	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
山本委員長	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
芝田学校教育課長	<p>はい、芝田学校教育課長どうぞ。</p> <p>四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、次のとおり四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p>
	<p>提案理由は、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が一部改正され、子を放課後児童健全育成事業を行う施設等へ送迎する職員の対象が拡大されたことから、所要の改正を行いたく、本案を提案しました。</p>
	<p>四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の新旧対照表をご覧ください。</p>
	<p>改正後は、第四条の二の二の部分であり、線を引いています。小学校に就学しているに改正を提案します。改正前は、小学校の第一学年から第三学年となっていました。大阪府の規則が変更されたことに伴い、市の規則の変更を提案します。</p>

山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございますか。
大村職務代理	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、大村職務代理職務代理どうぞ。
大村職務代理	実際には、時間的なものとか現実的にどのような形となっていますか。
芝田学校教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、芝田学校教育課長どうぞ。
芝田学校教育課長	運営は学校でいますが、早く送迎する場合は、勤務時間を調整します。校長が職員との間で勤務時間を決定する時に、この事項を配慮するような内容となっています。
大村職務代理	今までに1年生から3年生までの子どもを持っている職員が、どのくらいこの制度を利用していますか。
芝田学校教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、芝田学校教育課長どうぞ。
芝田学校教育課長	1件ありました。
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございますか。 (「なし」の声)
山本委員長	それでは、議案第18号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
山本委員長	異議がないようですので、議案第18号については原案のとおり可決することに決しました。

山本委員長	<p>次に、議案第19号 四條畷市いじめ問題対策委員会規則案についてを議題とします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
芝田学校教育課長	
山本委員長	
芝田学校教育課長	<p>はい、委員長よろしいですか。</p> <p>はい、芝田学校教育課長どうぞ。</p> <p>議案第19号 四條畷市いじめ問題対策委員会規則案について、四條畷市いじめ問題対策委員会規則を制定するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由は、平成27年市議会第3回定例会（9月議会）において、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例が議決されたことに伴い、四條畷市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本案を提案するものです。なお、本規則の制定に伴い、平成24年12月に制定された旧規則は、廃止となります。次のページに、四條畷市いじめ問題対策委員会規則（案）を資料として載せてあります。その次のページは、四條畷市議会9月議会で議決された、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例です。その後のページが旧の四條畷市いじめ問題対策委員会規則です。新の規則と旧の規則の違いについて説明させていただきます。</p> <p>四條畷市いじめ問題対策委員会規則（案）をご覧ください。</p> <p>第1条です。この規則は、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年条例第空欄号）第10条の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。この第1条の第10条の規定に基づきの部分が、以前の規則では第5条となっていました。9月議会で議決された条例において、第10条にその条文が記載されていることに伴います。第1条の平成27年条例第空欄号になっていますが、条例がまだ公布されていないので、空欄となっています。第3条の4です。（案）をご覧ください。委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができるとなっています。旧の規則では、第3条の4は、委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができるとなっています。新しく、必要な資料の提出を求めるができるという文章を付けました。</p>

芝田学校教育課長	附則としては、この規則は、公布の日から施行し、公布後は旧四條畷市いじめ問題対策委員会規則（平成24年教育委員会規則第12号）は廃止します。その他の変更はありません。
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございますか。
田伏委員	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、田伏委員どうぞ。
田伏委員	規則の変更部分に問題はありませんが、条例が変更となっています。特に連絡協議会の組織構成が変更となっていますが、何かあったのでしょうか。
芝田学校教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、芝田学校教育課長どうぞ。
芝田学校教育課長	前回は案を付けていました。最終、議会に提出した分がこちらの資料です。人数に変更がありました。今、ご指摘いただいた人数が変更となっています。
山本委員長	はい、ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。
	(「なし」の声)
山本委員長	ここでおはかりいたします。議案第19号 四條畷市いじめ問題対策委員会規則案について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
山本委員長	異議がないようですので、議案第19号については原案のとおり可決することに決しました。
山本委員長	次に、報告第19号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果についてを議題といたします。
	事務局から本件の内容説明を願います。
杉本地域教育課長	はい、委員長よろしいですか。

山本委員長	はい、杉本地域教育課長どうぞ。
杉本地域教育課長	<p>報告第19号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果について報告させていただきます。四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、平成27年9月8日に開催した四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会で審査・選定の結果、下記のとおり報告させていただきます。</p> <p>今回の指定管理候補の公の施設については、市立市民総合体育館、市立歴史民俗資料館、市立野外活動センターの3施設です。市立歴史民俗資料館及び市民野外活動センターについては、募集は1業者、1企業のみでした。市立市民総合体育館・体育施設につきましては、3企業、3事業者の応募があり、選定の結果、四條畷クリーン工房SSK共同事業体が1,908点で、候補者として選定しました。次点者はミズノグループで1,677点でした。市立歴史民俗資料館は、地域文化財研究・ケントクグループを指定管理者の候補として選定しました。野外活動センターは地域業者の特定非営利活動法人ナックが指定管理者候補です。今回の得点につきましては、2,500点満点、1人500点で1項目は100点です。施設の平等利用に関するもの、施設の効用の最大に発揮するもの、適正な管理業務で遂行し、財政基盤に関する指導、指定管理の経費に縮減に関する報告、その他の事項の計5項目で選定し、5人の選定委員の合計2,500点で選定を行いました。</p>
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございますか。
三牧委員	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、三牧委員どうぞ。
三牧委員	市立市民総合体育館・体育施設において、四條畷クリーン工房SSK共同事業体とミズノグループの約200点の差を教えていただきたい、又、市立歴史民俗資料館で、現在の指定管理者である日立の応募はなかったのでしょうか。
杉本地域教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、杉本地域教育課長どうぞ。

杉本地域教育課長	<p>市立市民総合体育館・体育施設との約 200 点の差の大きな理由は、指定管理者にかかる経費の縮減が挙げられます。金額の費用対効果を考慮し、金額によって点数を付けました。こちらが提示した参考金額を下回っている中で、最も安価な金額の提示をいただきました。これが大きな理由となっています。具体的には、ミズノグループは 50 点、四條畷クリーン工房は 125 点でした。それが 2 項目ありましたので、ミズノグループが 100 点、四條畷クリーン工房が 250 点でした。これだけで 150 点の差が出ました。又、先程申し上げた 5 つの評価方針の中でも、全体的に四條畷クリーン工房の方が点数が高かったです。ミズノグループも若干上回っていた項目がありました。それは、今まで 5 年間で培ってきた経験であり、運営方法の理解などはミズノグループが上回っていたのですが、全体的なトータルで大きく差が開いてしまいました。又、市立歴史民俗資料館の現在の指定管理者である日立は、今回応募がありませんでした。</p>
山本委員長	
	<p>はい、ありがとうございます。他に質疑はございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	
	<p>ないようですので、報告第 19 号についてはこれで終了させていただきます。</p>
山本委員長	
	<p>次に、報告第 20 号 四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意についてを議題といたします。</p>
阪本教育総務課長	
	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
山本委員長	
	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
阪本教育総務課長	
	<p>はい、阪本教育総務課長どうぞ。</p>
山本委員長	
	<p>報告第 20 号、四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意について、平成 27 年 9 月 4 日開会の四條畷市議会第 3 回定例会において、原 知雅氏の教育委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく議会の同意があったので報告させていただきます。</p>
山本委員長	
	<p>はい、ありがとうございます。他に質疑はございませんか。</p>
山本委員長	
	<p>(「なし」の声)</p>

山本委員長	<p>ないようですので、報告第20号についてはこれで終了させていただきます。</p> <p>次に、報告第21号 平成26年度 四條畷市教育委員会 点検・評価についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本教育総務課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、阪本教育総務課長どうぞ。
阪本教育総務課長	<p>報告第21号、報告第21号 平成26年度 四條畷市教育委員会 点検・評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、点検・評価の結果に関する報告書を作成しましたので、報告します。なお、報告書は本日、机上配付させていただきました。この報告書は、市のホームページ及び情報公開コーナーで掲載しています。</p>
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>ないようですので、報告第21号についてはこれで終了させていただきます。</p> <p>それでは、その他の件にうつります。</p>
杉本地域教育課長	・四條畷市立歴史民俗資料館の特別展の案内について
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	・四條畷市議会第3回定例会一般質問概要について
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	・特定事業の選定について
山本委員長	委員さんの方から何かご発言がございましたら、どうぞ。
	ないようですので、その他の件は、以上で終了いたします。
	教育長さんから、お話を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
	(教育長 お話)

山本委員長	以上で、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。
-------	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年11月18日

四條畷市教育委員会委員長 山本 博資

同 委員 田伏 義孝